

鹿屋市再編交付金等事業基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿屋市長

御 原 拓 男

鹿屋市規則第 11 号

令和 8 年 3 月 3 日 決 裁

鹿屋市再編交付金等事業基金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市再編交付金等事業基金条例施行規則（平成28年鹿屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業区分	対象事業の名称
福祉の増進及び医療の確保に関する事業	健康診査・がん検診事業
	妊産婦乳幼児健康診査事業
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
	新生児聴覚検査事業
	出産・育児支援事業
	予防接種事業
	子ども医療費助成事業
	不妊治療費助成事業
	高齢者健康福祉増進事業
教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業	鹿屋寺子屋事業
	文化のまち鹿屋魅力アップ事業
	町内会ネットワーク推進事業
	かのやICT教育環境整備事業
教育文化施設	文化会館長寿命化事業

附 則

この規則は、令和8年3月3日から施行する。